



# 第 1 章

## 計画の基本的事項

第1章では、本計画の基本的な事項である、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、各主体の役割について説明します。

## 1 | 計画策定の趣旨

地球温暖化問題は世界的な重要課題の一つであり、異常気象や豪雨災害、熱中症の増加など、その影響は私たちの暮らしにも身近なカタチで現れています。

由布市では、2013（平成25）年4月に「由布市環境基本条例」を、2014（平成26）年1月に「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行し、自然環境や景観と調和したエネルギー施策を推進してきました。

その後、2016（平成28）年3月に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を第1次由布市環境基本計画に内包する形で策定し、「限りある資源やエネルギーをもったいない精神で、かしこく使おう」を目標として、取組を進めてきました。

一方で、地球温暖化による影響は年々深刻さを増しており、国や大分県でも脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。こうした状況を受けて、由布市でも地球温暖化対策をこれまで以上に強化していくことが求められています。

第1次計画の計画期間が終了するにあたり、地球温暖化対策をこれまで以上に明確に位置づけ、重点的に進めていくために、「第2次由布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・地域気候変動適応計画」を、従来の環境基本計画から独立させて新たに策定しました。

この計画では、脱炭素化の推進（緩和策）と気候変動への適応（適応策）の両面から地球温暖化対策を推進し、持続可能な地域づくりをめざします。

## 2 | 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第21条に基づく法定計画です。上位計画である第2次由布市環境基本計画や個別・関連計画と連携・整合を図りながら、国や大分県の方針に沿って、市全体で地球温暖化対策を推進していくための指針としての役割を持っています。また、本計画は「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」としての位置づけも有しています。

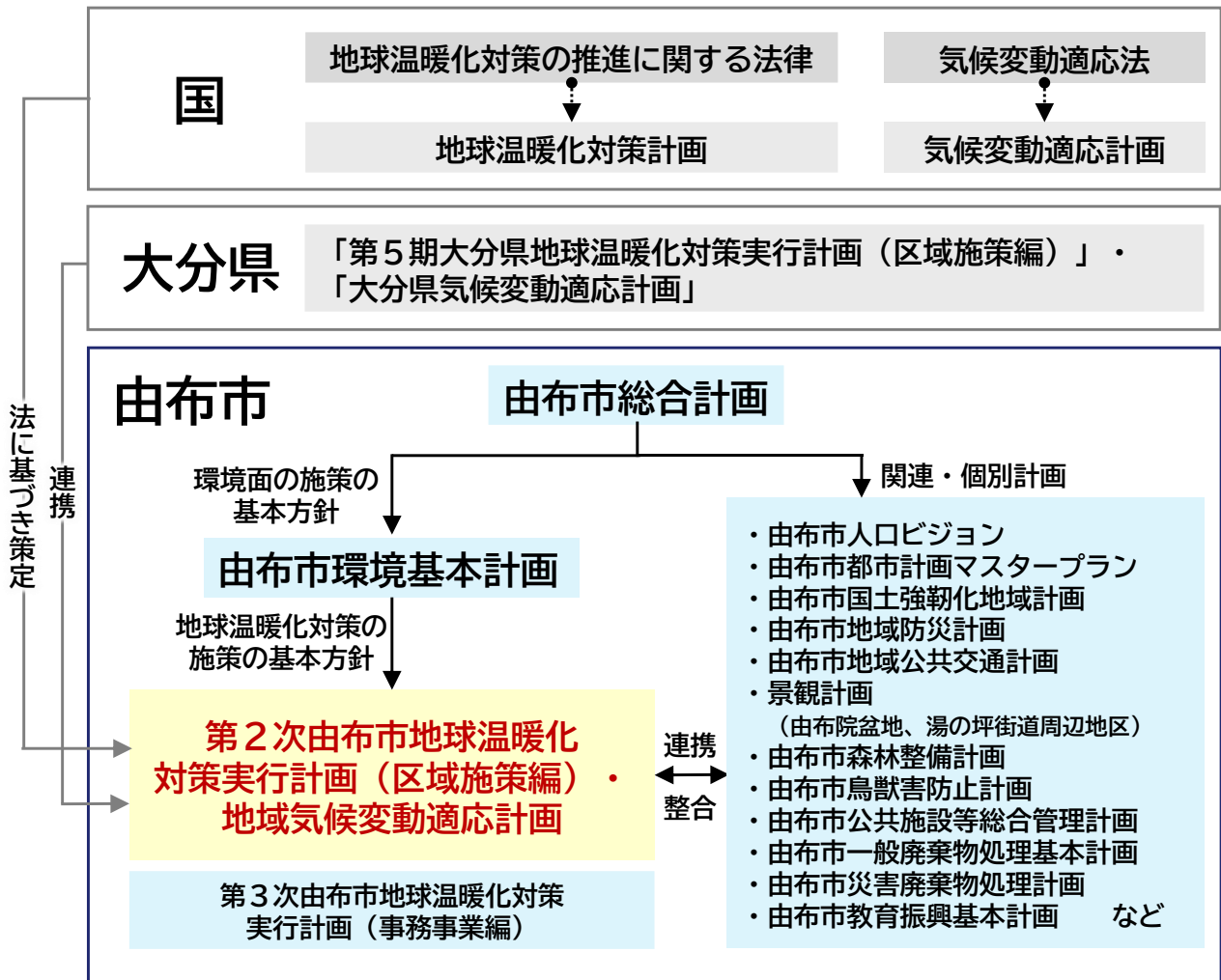


図1-1 計画の位置づけ

### 3 | 計画の対象地域

本計画の対象地域は、由布市全域とします。

### 4 | 計画の期間と目標年度

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。温室効果ガス排出量の増減を評価する際の基準年度は、2013（平成25）年度とします。排出削減の目標年度は、2030年度（中間年度）と2035年度とします。

### 5 | 対象とする温室効果ガス

国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして下表に示す7種類のガスが対象として定められています。

本計画において排出量などの算定対象とする温室効果ガスは、市内の暮らしや産業の特徴を踏まえ、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類とします。

表1-1 温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途、排出源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH <sub>4</sub> )	28	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	265	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,300 など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	6,630 など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	23,500	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	16,100	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

本計画が対象とする温室効果ガス

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。

[資料：全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条]

## 6 | 各主体の役割

地域全体で地球温暖化対策を推進するためには、由布市に関わる多様な主体が、それぞれの立場や強みを生かして連携・協力することが不可欠です。



図1-2 各主体の役割

## コラム：地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

### パリ協定

2015年（平成27）11～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」が、翌2016（平成28）年11月に発効されました。パリ協定では、以下の点などが規定されています。

#### 「パリ協定」の主な内容

- 世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。
- そのため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- 各国は、削減目標を提出し、その目標を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に更新する。
- 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

### IPCC第6次評価報告書統合報告書

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、気候変動に関する科学的な評価を行い、その結果を報告書としてまとめる国際的な組織です。

IPCCが2023年3月に公表した第6次評価報告書統合報告書の要点は、以下に示すとおりです。

#### IPCC「第6次評価報告書統合報告書」の主な内容

- 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が2040年（※多くのシナリオ及び経路では2030年代前半）までに1.5℃に到達する。
- 将来変化の一部は不可避かつ/又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。
- 地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。
- 温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO<sub>2</sub>排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- 全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- 気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。

## コラム：大分県の地球温暖化対策

大分県の「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、取組の方向性として以下の3点を掲げています。

### 大分県における取組の方向性

- 環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組推進
- 地域資源を有効活用するとともに、地域の課題解決につながる取組推進
- 新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組推進

また、大分県版カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素が実現した大分県のイメージが図1-3のように示されています。

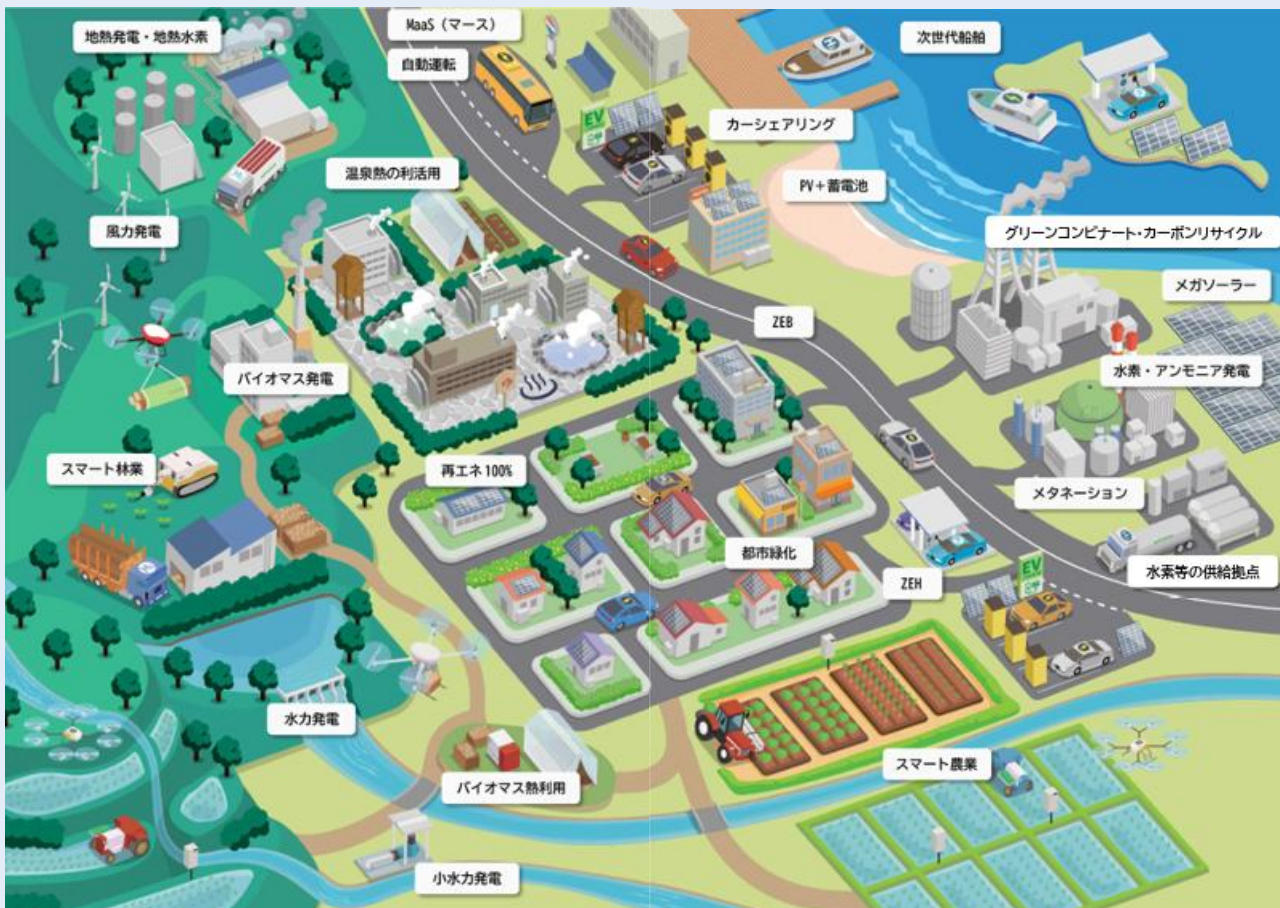


図1-3 脱炭素が実現した大分県のイメージ

## コラム：持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。また、SDGsは環境施策に取り組む上でも重要な考え方であるため、本計画においても、SDGsと施策の基本方針等との関連を示しています。



ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
ゴール 6	水	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
ゴール 9	インフラ	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール 16	平和と公平	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

[資料：国際連合広報センター 持続可能な開発目標]